

船舶等の対応措置（台風襲来時）

【百貫港、熊本港、三角港、合津港、本渡港、鬼池港、富岡港、姫戸港、佐敷港、水俣港、牛深港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船は、係留索の補強、機関の準備等の荒天準備を行うとともに、状況に応じて直ちに出港できるよう準備すること。 2 台風襲来時に他の泊地等へ避難しようとする船舶は、その準備をし、必要に応じ速やかに避難すること。 3 港内又はその境界付近において、危険物の荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、早めに当該行為を中止すること。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数500トン以上の在泊船は、速やかに安全な港湾等に避難することとし、台風通過時まで在港する総トン数500トン未満の船舶は、荒天準備を完了し厳重な警戒体制をとること。 2 小型船舶等は、できる限り陸揚げ固縛などの措置を行い、乗船者は安全な場所に避難すること。
解除	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶等は、避難準備等を復旧し、又は入港すること。 2 航行する船舶は、漂流物に十分注意すること。

※実際の「安全な港湾等」の決定にあたっては、台風の勢力、進路その他の状況、海域及びその周囲の状況、船舶の性能その他台風による海難を防止するために必要な事項を考慮する。

小型船舶等：小型漁船、プレジャーボート等小型船舶及び雑種船をいう。